

**第2期石井町障がい者計画・
第3期石井町障がい福祉計画
(概要版)**

平成24年3月
石 井 町

計画の策定にあたって

平成 14 年 12 月、国は「障害者基本計画」を策定し、「共生社会」の実現を目指して、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 か年に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めました。

また、平成 15 年度には、身体障がい者や知的障がい者の福祉サービスの一部が、それまでの行政の主導によりサービスを決定する仕組みを基本とする「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択する仕組みを基本とする「支援費制度」に移行しました。

このほか、平成 17 年 4 月に、発達障がい者（自閉症等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等がある者）に関する「発達障害者支援法」が施行されたほか、「障害者の雇用の促進に関する法律」の改正に伴い、平成 18 年 4 月から精神障がい者が法定雇用率算定の対象となりました。

さらに、障がい者が住み慣れた地域において自立した生活を営みながら、安心して暮らすことができることを目的とする「障害者自立支援法」が、平成 18 年 4 月及び 10 月に、段階的に施行されました。これにより、障がいの種別ごとに別々の法律に基づいて実施されてきた障がい者の福祉サービスが一元化・再編されるとともに、支給決定に関する仕組みの透明化・明確化、制度をより安定的に運営するための国・都道府県の費用負担の義務化などが図られました。

本町においては、平成 10 年 3 月、障がい者が社会の一員として個性と能力を活かし、自己の選択・決定のもとに、あらゆる社会活動に参加できる社会づくりをめざし、「石井町障害者福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で快適に、豊かに、共に生きられるノーマライゼーション社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に展開してきました。

また、平成 19 年 3 月には、障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、障がい者のため施策に関する基本的な事項及び障がい福祉サービス等の必要量の見込み及びそれを確保するための供給体制等を定める「石井町障害者計画・石井町障害福祉計画」を策定し、さらに平成 21 年 3 月には「石井町障害福祉計画」の見直しを行い、「第 2 期石井町障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等の充実を図っています。このたび、「石井町障害者計画」と「第 2 期石井町障害福祉計画」の計画期間が終了することから計画を見直し、新たに「第 2 期石井町障がい者計画・第 3 期石井町障がい福祉計画」として策定するものです。

第 2 期石井町障がい者計画・第 3 期石井町障がい福祉計画は、策定を義務づけられた法定計画

であり、障がい者のための施策に部門別計画に位置づけられたものです。また、このほか国の障害者基本計画や、徳島県の障害者計画との連携や、役割分担にも留意して定めております。

◇ 計画期間

「第2期石井町障がい者計画」は、平成29年度を目標年度とする6年間の計画です。「第3期石井町障がい福祉計画」は平成24年度から平成26年度の3年間の計画です。なお、国・県の動向等に合わせながら必要な見直しを行います。

◇ 法的な位置づけ

「第2期石井町障がい者計画」は、障がい者のための施策全般に関する指針を示す基本計画であるのに対して、「第3期石井町障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス等の提供に関する体制づくりやサービスを確保するための計画となります。



重点目標

1 相談支援体制の充実

障がい者が地域で自立して生活し続けるためには、日常生活に関わるさまざまな困った事を気軽に相談でき、必要な支援が行える環境が非常に重要であり、障害者自立支援法においても地域の相談支援体制づくりが障がい者の地域生活のために必要不可欠なものとして位置づけられています。

石井町では事業所を中心に、さまざまな障がい特性に対応できるように相談支援体制づくりに努めてまいりましたが、アンケートでは、現在の相談支援体制に満足している人ばかりではないという結果がでています。

また、法改正により日常生活を送る上での様々な相談に応じる障がい者相談員を石井町で設置することとなりましたので、これを機会にさらにきめ細やかな相談支援のできる体制づくりを目標とします。

2 ネットワーク体制づくり

石井町では相談支援のなかでピアカウンセリングを実施しております。ピアという言葉には、「仲間」や「対等」といった意味があり、このピアカウンセリングは、同じ経験や関心を持つ仲間（障がい者）同士が対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングです。仲間からのサポートで、効果的に援助し合ったり、悩みの解決につながったりし、お互いにサポートし合えるようなつながりができます。

今ある障がい者同士のつながりをさらに強くするために、石井町では身体障がい者連合会等の組織の加入について促進していき、同じ様な立場の方との情報の共有化や互いに支えあえるようなネットワークを構築します。

3 災害時の支援強化

昨今の様々な災害において、災害時の支援について多くの課題、問題があげられています。障がい者、特に災害時要援護者（必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々）に対しては障がいの特性や個々の状況によって必要な援護が異なるため、きめ細かな対策が求められています。

このため、石井町では日ごろからの情報伝達体制の構築が必要と考え、石井町社会福祉協議会で作成している要援護者台帳への登録を促進し、石井町、石井町社会福祉協議会、民生委員等と情報の共有化をはかり、災害に備えた支援体制を確立します。



施策の展開

1. 広報・啓発活動

障がい者の「完全参加と平等」を実現するためには、障がいのある無しに関らず共に生活し、活動できる社会の構築をめざすノーマライゼーションの理念に基づき、住民すべてがお互いを尊重しあい、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

このためには、行政だけでなく、企業、ボランティア等を含むすべての住民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚し主体的に取り組むことが重要であり、一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なことです。

そのため、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい者に関する住民理解を一層促進するため、幅広い住民の参加による啓発活動を推進します。

(1) 広報・啓発活動の充実

(2) 福祉教育の推進

(3) 交流活動の促進

2. 生活支援

障がい者の地域生活を支えるためには、サービス利用者本位の考え方に立って、障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの量・質の充実を図っていくことが必要です。

利用者本位の生活支援体制を構築するため、相談支援や障がい者の権利擁護などの地域生活支援事業を推進します。また、障がい者の多様なニーズに対応するため、介護給付、訓練等給付等の自立支援給付をはじめとする各種障がい福祉サービスの基盤整備・充実に努めるとともに、サービス利用を支援するため、ケアマネジメントシステムの構築を進めます。

一方、地域住民による様々なボランティア活動や、NPO、民間企業等による活動は、障がい者の自立を支えるため重要な役割を担っていることから、これらの地域の福祉活動参加への支援をはじめ、ボランティアの育成を推進します。

また、多様なサービス、活動に関する情報提供の充実や障がい者の生きがいつくりを支援し、すべての障がい者が豊かな地域生活を享受できる体制の確立に努めます。

- (1) 在宅サービス等の充実
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (4) 地域福祉活動の推進

3. 保健・医療

障がいの予防と同時に、早期発見・早期対応を行うことが重要であり、少子高齢化の進行とともに障がい者も高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応や、障がい者の健康づくりに関しても充実させる必要があります。

そのため、行政や事業所と医療機関との連携を強化し、障がい者に対して適切な保健医療サービス、リハビリテーション等を充実させるとともに、障がい原因の疾病等の予防・治療についても、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

また、障がいの早期発見・早期対応を図るための相談体制の充実を図ります。

- (1) 障がいの早期発見・予防
- (2) 医療体制の充実

4. 教育・育成

障がい者が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育は大変重要なものとなります。

障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて、適切な対応を図れるよう各種施策を推進します。

また、障がい児との交流活動を充実させ、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成するとともに、障がい児一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築に努めます。

- (1) 就学前療育・保育の充実
- (2) 障がい児教育の充実

5. 雇用・就労

障がい者が住みなれた地域で自立した生活をしていくためには、就労は非常に大切なこととなります。就労は、ただ単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、生活の質の向上のためにも重要です。

そのため、障がい者の雇用の促進については、それぞれの意思や能力に応じた仕事が選択できるよう、また、福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、企業、学校、施設、関係機関・団体等との連携・協力による支援体制を図ります。

また、就職した後の支援や離職後の再訓練など、障がい者一人ひとりの状況にあわせた支援を行い、自立に向かう足がかりとなるよう努めます。

(1) 障がい者の雇用の場の拡大

(2) 総合的な支援施策の推進

6. 生活環境

障がい者が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通などにおける様々な障壁（バリア）を取り除き、すべての住民にとって安心して安全な生活に支障のない環境を整備することが大切です。

年齢や障がいのある無しにかかわらず、だれもが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」などに基づき、安全で快適に過ごせるような福祉のまちづくりを進め、環境の整備を図ります。

また、誰もが安全で安心できるまちづくりを推進するため、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

(1) バリアフリーのまちづくり推進

(2) 安全で安心できるまちづくり推進

第3期障害福祉計画

1. 平成26年度の目標値の設定

(1) 施設入所利用者の地域生活への移行

■第3期計画における数値目標

項目	数値	考え方
現入所者数	54人	平成17年10月1日の入所者数
目標年度入所者数	48人	平成27年3月31日の入所者数
【目標値】削減見込み	6人	差引き減少見込み
	11.1%	減少割合
【目標値】地域生活移行人数	19人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行見込み

(2) 福祉施設から一般就労への移行

■第3期計画における数値目標

項目	数値	考え方
平成17年の年間一般就労移行者	2人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】一般就労へ移行する者の数	8人	平成26年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数

2. 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

単位：時間

サービス種別	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障がい者等包括支援	11,040	11,280	11,520	11,760

(2) 日中活動系サービス

単位：人日分

サービス種別	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	19,000	22,000	22,750	24,750
機能訓練	—	—	—	—
生活訓練	910	1,040	910	910
就労移行支援	840	1,080	960	960
就労継続支援A型	600	800	1,000	1,200
就労継続支援B型	4,560	4,750	4,940	5,130
療養介護	1	6	6	6
短期入所	208	208	208	208

(3) 居住系サービス

単位：人

サービス種別	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	15	17	19	21
サービス種別	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	57	55	52	48

(4) 相談支援

単位：人分

サービス種別	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	0	184	448	792
地域移行支援	—	9	18	27
地域定着支援	—	3	6	9

3. 地域生活支援事業の利用状況及び見込量

(1) 必須事業

単位：か所、人、件、時間

サービス種別		平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障がい者相談支援事業		6	6	6	6
地域自立支援協議会		1	1	1	1
手話通訳者設置事業		0	0	0	0
介護・訓練支援用具		1	1	1	1
自立生活支援用具		3	3	3	3
在宅療養支援用具		1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具		4	4	4	4
排泄管理支援用具		504	516	528	540
居宅生活動作支援用具 (住宅改修)		2	2	2	2
移動支援 事業	実利用者	23	13	13	13
	延べ利用 時間数	1,658	659	659	659
成年後見制度利用支援事業		1	0	0	0
地域活動支 援センター	箇所数	2	2	2	2
	実利用者数	100	100	100	100

(2) その他の事業

- ① 日中一時支援事業
- ② 社会参加促進事業
- ③ 福祉ホーム事業

石井町障がい者計画 及び第3期障がい福祉計画

平成24年3月

発行：徳島県 石井町 福祉生活課
〒779-3295

徳島県名西郡石井町高川原字川原 121-1
TEL：088-674-1116